

第2回農業委員会総会議事録

1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和6年1月22日(月)
- (2) 開会時刻 9時00分
- (3) 閉会時刻 10時40分
- (4) 開催場所 津和野町役場 津和野庁舎 大会議室

2. 出席状況

(1) 出席委員

○農業委員

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番委員 吉田 茂 | 2番委員 森元 健一 | 3番委員 永田 京子 |
| 4番委員 三家本雅夫 | 5番委員 有田 和将 | 6番委員 岩本 学 |
| 7番委員 齋藤 泰彦 | 9番委員 青木 暢大 | 10番委員 田中 聖司 |
| 11番委員 林 靖登 | | |

○農地利用最適化推進委員

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1-1番委員 村上 巖雄 | 1-3番委員 石橋 康邦 | 1-4番委員 橘 明子 |
| 1-5番委員 御手洗 剛 | 1-6番委員 橋本 六雄 | 1-7番委員 木村 大輔 |
| 1-8番委員 増成 孔也 | 1-9番委員 齋藤 ミサ子 | 1-10番委員 山田 喜治 |

(2) 遅刻委員

- | | |
|------------|--------------|
| 8番委員 前田 生敏 | 1-2番委員 藤井 隆一 |
|------------|--------------|

(3) 欠席委員氏名

(4) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 小藤 信行 |
| 農業委員会事務局 | 村上 宏志 |
| しまね農業振興公社 | 江上 俊二 |

3. 提出議案内容

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について
申請番号5-442号

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について
申請番号5-448号

議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則だい5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について(諮問)

4. 議事進行及び顛末

事務局長	<p>只今から第2回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。前田委員と藤井委員については少し遅れると聞いています。今年にはいり、1月1日には能登半島の大地震があり、多大な被害が出ております。津和野町も一部の市町村と災害協定を結んでおり25年豪雨災害の時も支援を受けておりますので、津和野町としても今後支援できることには取り組んでいくことにしております。コロナの第10波が来ているとも言われています、インフルエンザと併せて体調管理には注意していただけたらと思います。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。元旦に起きました能登半島の大地震では多くの方が被災され大変な状況にあると思います。我々は耕作できる農地がありますが、このようなことがあり戸惑っているところではあります。この後、義援金の話もありますのでご協力を願います。新年あけてすぐではありますが、農協への注文が1月12日までであったかと思えます。聞くところによると、まだ猶予があるそうですので、今年の作付けの予定を立て、準備に入らなければいけません。以上です。</p>
事務局長	<p>本日は、前田農業委員さんと藤井推進委員さんから遅れる旨の連絡をいただいています。農業委員11名中10名の農業委員さんが出席されていますので、総会のほうは成立していますことを報告いたします。それではこれ以降は会長の議事進行でお願いします。</p>
会長	<p>それでは、議事録署名者を指名します。3番永田委員さん、4番三家本委員さんよろしく願います。</p>
会長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-442号を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」申請番号5-442号を説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長 齋藤ミサ子推進 委員	<p>現地調査の報告を担当委員の齋藤ミサ子推進委員さんをお願いします。</p> <p>それでは報告いたします。1月14日午後13:30分より●●さん本人が体調不良の為、●●さんの息子さんと●●さんは施設に入っていますので●●さんの娘さんと私の3人で現地確認を行いました。地区は事務局さんから説明にあったとおり脇本になります。宝泉寺というお寺がありますが、●●さんは住職さんになります。お寺の建物を建てたときに、●●さんの土地と●●さんの土地を交換しようじゃないかと、口約束で交換してその</p>

<p>会長 会長 委員 会長</p>	<p>ままになっていたそうです。この度、●●さんが土地を全部整理したいということで調べていたところ、手続きがしていないことが分かったそうです。そこには今、梅の木と柿の木と無花果が植わっていましたが、今後はブルーベリーも植えたいなどとおられました。周辺に家はありますが、これまでも●●さんが管理されてこられてきれいですし特に問題は無いかと思います。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは質疑を受けます。</p>
<p>会長</p>	<p>質問ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>無し</p>
<p>会長</p>	<p>それでは質疑を打ち切ります。申請番号 5-442 号について承認される方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>全員挙手</p>
<p>会長</p>	<p>全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」申請番号 5-442 号は原案通り承認されました。</p>
<p>会長</p>	<p>次に議案第 2 号についてですが、担当地区委員の藤井委員さんが遅れていますので、先に議案第 3 号の審議に移り、藤井委員さんが到着次第議案第 3 号の審議に入ります。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、「議案第 3 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）」について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>「議案第 3 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）」について説明いたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、しばらく目を通してください。</p>
<p>会長</p>	<p>質疑無いでしょうか。</p>
<p>橋本推進委員</p>	<p>中間管理機構を通して貸し借りをした方がいいということでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>絶対した方がいいという訳ではありませんが、賃貸借契約の場合などは、複数の方に賃借料を支払う事務手続きが、機構にまとめて一回の支払いで済むといったメリットはあります。その他にも、機構を通して集積をしたときに、一定程度の条件を満たせば地域集積協力金などの補助金を受けることもできます。これは、機構を通すことが要件となっているので、その他の条件を満たせば補助金を受けられるといったメリットもあります。で</p>

橋本推進委員	<p>すので、今回の様に担い手のいない地域に法人を立ち上げて農地を集積すればこういった助成を受けられる可能性が高いですし、こういった制度を利用して設立の際の機械購入に充てたりすることができます。</p> <p>もう1点、機械の購入についてですが、先程の法人の場合などは助成を受けられるケースもあるわけですが、個人の機械更新の際などには助成は無いのでしょうか。</p>
事務局	<p>認定農業者の場合は受けられる制度もあるかもしれませんが、個人の場合はほとんど無いのが現状です。</p>
橋本推進委員	<p>補助率はどれくらいですか。</p>
事務局	<p>よくあるのは1/3補助です。予算の制約もありますので、担い手の中心となる認定農業者や認定新規就農者に対して補助が手厚くなっているのが現状です。</p>
会長	<p>ほかに質問がありますか。</p>
委員	<p>無し</p>
会長	<p>それでは「議案第3号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について（諮問）」については、承認ということによろしいか。</p>
委員	<p>はい。</p>
	<p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について</p>
会長	<p>それでは、藤井推進委員さんも来ましたので、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について」申請番号5-448号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について」申請番号5-448号の説明をいたします。</p> <p>・・・議案内容説明・・・</p>
会長	<p>現地確認の報告を担当地区委員の藤井推進委員さんをお願いします。</p>
藤井推進委員	<p>調査の日程が付かず、先程●●司法書士事務所の●●さんと現地の確認をしてきましたので報告いたします。説明にありました通り、旧晩越トンネルのところを川沿いに奥に行った突き当りの場所になります。写真で言いますと左側が山、右側が高津川になります。住居等は一切ありません。●●建設が写真にあるバックフォアの向こう側までを昭和55年に産廃場にしたそうです。その後、狭くなったので左側を拡張するという事で2名の方が所有する畑を借りて拡張をしましたが手続きがされていなかったもので、相続の手続きが終わって申請に至ったそうです。現在はこの写真の通りで、コンクリの破片など産廃処理場となっています。以上です。</p>

吉田農業委員	産業廃棄物にも色々あるかと思いますが●●建設さんなのでコンクリ片などがでてくるんですか。
会長	産業廃棄物については規制が厳しくなっていますので、コンクリから廃材まできちんと処理する必要があります。
会長	その他ありますか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 5-448 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の承認について」申請番号 5-448 号は原案通り承認されました。
会長	無ければ、本日の議題は以上になります。